

議会運営委員会日程

平成27年2月17日(火)

午前10時 502会議室

日程第1 2月18日(水)の本会議の運営について

【別紙「2月18日(水)の本会議の議事要領」による】

日程第2 今後の議会改革等の検討課題について

- (1) 会議時間のあり方
- (2) 請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与

日程第3 その他

2月18日（水）の本会議の議事要領

1

日程第1 分割議決議案1件を上程

議案第36号 子母口小学校・東橘中学校改築工事請負契約の変更について

(1) 委員長報告（日程第1の議案1件）

総務委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討 論

(3) 採 決

議案第36号を起立により採決

平成 27 年第 1 回川崎市議会定例会
議事日程第 2 号

平成 27 年 2 月 18 日 (水)
午前 10 時 開 議

第 1

議案第 36 号 子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の変更について

議会運営検討協議会第4回報告書（抜粋）

【会議時間のあり方】

1 検討結果

当協議会では、一般質問の会議時間について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、現行の一般質問の会議日数で会議時間を遵守すべきとの意見、遵守する場合は日数増とすべきとの意見、現状でよいとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。

なお、代表質問の会議時間は、議会運営委員会において協議が行われたため、協議会では協議を行わないこととした。

議会運営検討協議会第6回報告書（抜粋）

【請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与】

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、請願者の趣旨説明を実施すべきとの意見、実施の必要はないとの意見、既存の制度（参考人制度及び請願紹介議員の趣旨説明制度）を活用すべきとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。

なお、協議会では、請願者の趣旨説明を実施した場合の具体的取扱いについて継続して協議を行い、これを「請願者の趣旨説明の取扱い（素案）」として取りまとめたので、あわせて報告する。

議会運営の手引き新旧対照表（案）

【地方自治法の一部改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に関する部分】

改正案					現 行				
第3章 本会議 (略) 第6節 提案説明及び議事説明員 (略) 40 本会議への議事説明員の出席は、通常、市長、副市長、 <u>教育長</u> 、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管理者、各区長及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）とし、各会議日の出席者は別表のとおりとする。なお、付議事件の内容によっては、関係説明員のみ出席とすることもある。					第3章 本会議 (略) 第6節 提案説明及び議事説明員 (略) 40 本会議への議事説明員の出席は、通常、市長、副市長、_____病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管理者、各区長及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）とし、各会議日の出席者は別表のとおりとする。なお、付議事件の内容によっては、関係説明員のみ出席とすることもある。				
会議 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日	会議 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日
市長、副市長、 <u>教育長</u> 、 上下水道事業管理者、 各局長、こども本部長、 会計管理者	○	○	○	○	市長、副市長、_____ 上下水道事業管理者、 各局長、こども本部長、 会計管理者	○	○	○	○
病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつた場合のみ〕	病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつた場合のみ〕
各区長	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕	各区長	—	○	—	○ 〔通告があつた場合のみ〕

改正案					現 行				
行政委員	—	○	—	○ (通告があつた場合のみ)	行政委員	—	○	—	○ (通告があつた場合のみ)
<p>「○」は、出席を表す。 (略)</p> <p>第 1 4 節 一般質問 (略)</p> <p>8 3 一般質問の通告は、所定の通告用紙に、発言の要旨及び答弁者を具体的に記載し、発言の取り扱いを決める議会運営委員会の日の前々日(市の休日は除く。)午後1時まで届け出る。</p> <p>8 4 病院事業管理者、各区長及び各行政委員(_____選挙管理委員長、代表監査委員及び人事委員長)は前項の規定による通告があった場合のみ、議事説明員として出席するものとする。 (略)</p> <p>第 1 6 節 案件による取り扱いの特例 (略)</p> <p>1 0 1 議会の同意を必要とする人事案件は、おおむね次のとおりである。 (1) 副市長 (2) <u>教育長</u> (3) <u>教育委員会委員</u> (4) <u>監査委員</u> (5) <u>人事委員会委員</u></p>					<p>「○」は、出席を表す。 (略)</p> <p>第 1 4 節 一般質問 (略)</p> <p>8 3 一般質問の通告は、所定の通告用紙に、発言の要旨及び答弁者を具体的に記載し、発言の取り扱いを決める議会運営委員会の日の前々日(市の休日は除く。)午後1時まで届け出る。</p> <p>8 4 病院事業管理者、各区長及び各行政委員(<u>教育委員長</u>、<u>選挙管理委員長</u>、代表監査委員及び人事委員長)は前項の規定による通告があった場合のみ、議事説明員として出席するものとする。 (略)</p> <p>第 1 6 節 案件による取り扱いの特例 (略)</p> <p>1 0 1 議会の同意を必要とする人事案件は、おおむね次のとおりである。 (1) 副市長 _____ (2) <u>教育委員会委員</u> (3) <u>監査委員</u> (4) <u>人事委員会委員</u></p>				

改正案	現 行
<p>(6) 人権擁護委員</p> <p>(7) 固定資産評価員</p> <p>(8) 固定資産評価審査委員会委員（総務委員会に付託）</p> <p>(9) 土地利用審査会委員（総務委員会に付託）</p> <p>(10) 消費者行政推進委員会委員（市民委員会に付託）</p> <p>(11) 神奈川県公安委員会委員のうち市長の推薦する委員</p> <p>(12) 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員（総務委員会に付託）</p> <p>(13) 川崎市市民オンブズマン</p> <p>(14) 川崎市資産公開等審査会委員</p> <p>(15) 川崎市人権オンブズパーソン</p>	<p>(5) 人権擁護委員</p> <p>(6) 固定資産評価員</p> <p>(7) 固定資産評価審査委員会委員（総務委員会に付託）</p> <p>(8) 土地利用審査会委員（総務委員会に付託）</p> <p>(9) 消費者行政推進委員会委員（市民委員会に付託）</p> <p>(10) 神奈川県公安委員会委員のうち市長の推薦する委員</p> <p>(11) 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員（総務委員会に付託）</p> <p>(12) 川崎市市民オンブズマン</p> <p>(13) 川崎市資産公開等審査会委員</p> <p>(14) 川崎市人権オンブズパーソン</p>
<p>1 0 2 前項の案件中、(8)、(9)、(10)及び(12)については本会議における説明、質疑ののち、委員会に付託する。</p>	<p>1 0 2 前項の案件中、(7)、(8)、(9)及び(11)については本会議における説明、質疑ののち、委員会に付託する。</p>
<p>1 0 3 前項以外の人事案件については、説明、質疑（意見等があれば併せて行う。）ののち、委員会付託を省略し、直ちに採決する。</p>	<p>1 0 3 前項以外の人事案件については、説明、質疑（意見等があれば併せて行う。）ののち、委員会付託を省略し、直ちに採決する。</p>
<p>1 0 4 委員会付託を省略する人事案件の提出にあたっては、市長は議会運営委員会に出席して、説明をする。</p> <p>（略）</p>	<p>1 0 4 委員会付託を省略する人事案件の提出にあたっては、市長は議会運営委員会に出席して、説明をする。</p> <p>（略）</p>
<p>第 6 章 特別委員会</p> <p>（略）</p>	<p>第 6 章 特別委員会</p> <p>（略）</p>
<p>第 2 節 予算審査特別委員会</p> <p>1 6 8 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長及び会計管理者とする。</p> <p>（略）</p>	<p>第 2 節 予算審査特別委員会</p> <p>1 6 8 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長及び会計管理者とする。</p> <p>（略）</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="152 228 562 256">第3節 決算審査特別委員会</p> <p data-bbox="199 276 259 304">(略)</p> <p data-bbox="125 323 1113 491">190 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、<u>教育長</u>、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管理者及び各区長とする。ただし、区長は、総括質疑に通告があった場合のみ出席する。</p>	<p data-bbox="1151 228 1561 256">第3節 決算審査特別委員会</p> <p data-bbox="1167 276 1227 304">(略)</p> <p data-bbox="1124 323 2114 499">190 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、<u> </u>病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管理者及び各区長とする。ただし、区長は、総括質疑に通告があった場合のみ出席する。</p>